

# かつしか 区議会だより

## 第2回定例会

6月	12日	本会議（一般質問等） 議会運営委員会理事会
	13日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉） 議会運営委員会
	14～19日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	21～25日	特別委員会（地域活性化対策、危機管理 対策、都市基盤整備）
	27日	議会運営委員会
	28日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

No.237 平成30年（2018年）7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



曳舟川親水公園のあじさい ※平成30年6月撮影

### ヘルプマークのさらなる普及 推進を求める意見書を可決

今回の定例会では、9名の議員から区政一般質問が行われ、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案3件が可決されました。

また、平成30年度一般会計補正予算（第1号）をはじめとする区長提出議案等18件と、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案3件が可決されました。

### 可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

#### ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマークのさらなる普及推進を図るため、次の事項について取り組むことを強く求める。

①「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。

②関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。

③鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入を図れるよう国としての指針を示すこと。

#### 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約25000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16475人と報告されている。旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。よって、政府に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。

- ①国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- ②その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- ③旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

#### 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

莫大な個人情報管理する機関が一度にわたって情報セキュリティ問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきである。よって、政府に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。

- ①外部有識者の調査組織により、本事業の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- ②委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- ③日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。